

# 公共サービスにおける使用料・手数料等 の設定に関する基本方針

～美唄市における公共サービスの受益者負担の適正化～

令和 7 年 7 月

美 唄 市

## 目次

1 策定の趣旨	1
2 使用料・手数料とは	1
(1) 使用料	1
(2) 手数料	1
3 見直しに関する基本的な考え方	2
(1) 受益者負担の原則	2
(2) 算定方法の明確化	2
(3) 経費節減・サービス向上の取組	2
(4) 定期的・継続的な見直しの実施	2
(5) 本方針の対象とする使用料・手数料	2
4 受益者負担割合	3
5 原価計算方法等	6
(1) 対象とする経費の範囲	6
6 料金設定方法	8
(1) 理論上の適正価格	8
(2) 設定料金の調整	8
7 改定の実施	9
(1) 改定対象	9
(2) 料金改定の単位	9
(3) 激変緩和措置	9
(4) 適切な準備と周知	9
8 減額・免除	9
(1) 基本的な考え方	9

## 1 策定の趣旨

行政サービスのうち、特定の利用者が直接利益を得るものについては、法令に基づき使用料や手数料を徴収しています。市民の理解と信頼を得るためにには、利用と負担の関係を明確にし、料金の決定過程や根拠を丁寧に説明することが重要です。

平成 17 年に「公共サービスにおける使用料・手数料等の設定にあたっての基本方針」を策定しましたが、具体的な算定方法や見直し時期の規定がなく、料金改定が十分に実施されていませんでした。近年の物価上昇によるコスト増加や、市監査委員からの減額・免除措置に関する指摘も踏まえ、現行の料金体系を見直す必要があります。

これらの課題を踏まえ、市民全体の負担の公平性や近隣自治体との料金水準の整合性を考慮しつつ、使用料・手数料の適正化を目指し、基本方針を全面的に改訂します。新たな方針では、具体的かつ実務的な指針を示し、定期的な料金見直しの基準と運用方法を明確にします。

## 2 使用料・手数料とは

### (1) 使用料

使用料は、地方自治法第 225 条に基づき、市が管理する施設や財産の利用に対して徴収するものです。施設の設置条例などで金額が定められており、指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者が収入とする場合もあります。

### (2) 手数料

手数料は、住民票の発行や申請受付など、市が個人の依頼に基づいて行う事務に対して徴収されるもので、地方自治法第 227 条を根拠とし、市の手数料徴収条例で定められています。

一部の手数料については、全国で統一が必要なため、国の政令により基準額が定められています。

【地方自治法】

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(第 238 条の 4 第 7 項)行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### 3 使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方

#### (1) 受益者負担の原則

市の行政サービスは、主に市民の税金で支えられています。しかし、中には特定の人だけが利益を受けるサービスもあります。そうした場合にすべてを税でまかないと、利用していない市民にも負担がかかり、公平性を欠くことになります。

このため、特定の受益者には、サービスに応じた費用を負担してもらうべきという考え方が「受益者負担の原則」です。

本方針においても、この原則を見直しにおける基本的な考え方としています。

#### (2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて適切な費用負担を求めるには、透明性と公平性の確保、そして市民の理解が欠かせません。

そのため、施設の利用やサービス提供にかかる行政コスト（原価）を明らかにし、原価と受益者負担の割合に応じた、統一的で分かりやすい料金の算定方法を設定します。

#### (3) 経費節減・サービス向上への取組

受益者負担の考え方に基づく料金設定では、人件費や維持管理費などの経費が原価の基礎となります。市では、業務の効率化や見直しを進めることで、できる限り経費を抑え、原価の低減に努めます。

あわせて、サービスの質を高めることで利用者の満足度向上を図り、施設の稼働率を高めることで収入の安定や増加にもつなげていきます。

#### (4) 使用料・手数料の定期的な見直し

市民のニーズや社会情勢の変化に応じて、行政サービスの内容や提供コストも変わっていきます。そのため、使用料や手数料については、時代に合った適正な水準を保つために、定期的な見直しが必要です。

そのため、原則として4年に一度、全体的な見直しを行うとともに、状況の変化に応じて随時の見直しにも対応していきます。

#### (5) 本方針の対象とする使用料・手数料

原則として、市で設定されているすべての使用料・手数料の見直しを対象とし、新たに設定する料金についても本方針に基づいて検討を行います。

ただし、次のような場合には、本方針の原価計算による料金設定が適切でないと判断し、別の基準で料金を決定します。

#### ①政令で標準額が定められている手数料

例として、戸籍証明や自動車の臨時運行許可に関する手数料があり、これらは特別な事情がない限り政令に従って設定します。

#### ②原価計算の対象となる経費が存在しないもの

土地や建物の貸付料に該当する使用料は、施設本来の利用目的外の場合が多く、原価として計上すべき経費がないことがあります。このため、市場価値や類似の取引状況を参考にし、貸付料の算定方法に準じて料金を決めます。

例：道路占用料、公園使用料、行政財産の目的外使用料など

#### ③地方公営企業に関わる料金

下水道使用料など地方公営企業が提供するサービスについては、地方公営企業法に則り、独立採算と公共性の両立を図るため、長期的な経営計画をもとに料金を設定します。

#### ④その他、別の基準により定められているもの

例えば北海道の条例に基づく料金設定など、他の規定に従っているものは、本方針の原価計算による対象外とします。

例：屋外広告物許可手数料など

### 4 受益者負担割合

#### (1) 受益者負担の割合について

受益者には、受益者負担の原則により応分の負担を求めることがあります、施設の利用や役務の提供に要する行政コスト（原価）のうち、受益者にどの程度の負担を求めるかは、以下の基準に従って決定します。

#### ①使用料

市の施設は、道路や公園のように市民の日常生活に不可欠で、市場原理では提供が難しいものから、体育施設のトレーニング室のように特定の市民が利用し、民間でも類似サービスが提供されるものまで多様です。

そのため、受益者負担の原則だけで一律に料金を決めるのは適切ではなく、施設の性質に応じて分類し、それぞれにふさわしい受益者負担割合を設定します。

## I 選択性による分類（基礎的な施設か否か）

- ・基礎的施設：日常生活を営むうえで、大半の市民が必要とする施設
- ・選択的施設：生活や余暇をより快適で潤いあるものとするため、特定の市民が恩恵を受ける施設

基礎的施設は公費の負担割合を高く設定し、選択的施設は利用者の負担割合を高く設定します。

## II 収益性による分類（民間で代替可能な施設か否か）

- ・市場的施設：民間でも供給されており、行政と民間が競合する施設
- ・非市場的（公益的）施設：民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

市場的施設は民業圧迫を避けるため、利用者の負担割合を高く設定します。非市場的施設は行政が運営する必要性が大きいため、公費の負担割合を高く設定します。

## I 選択性による分類

日常生活の必要性（基礎的又は選択的）による区分は下表のとおりです。

区分	基礎的	選択的	
性質	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民が生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設</li><li>・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設</li><li>・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設</li></ul>	
選択性の度合い	基礎的	低 → 選 択 性 → 高	
施設分類(例)	1 斎場・墓地、道路、河川、公園、図書館、小中学校、高齢者福祉施設、庁舎・消防施設 など	2 交流施設、集会施設、観光施設、保育所、その他社会福祉施設、市営住宅 など	3 文化施設、博物館等、スポーツ施設、普通財産建物 など

## II 収益性による分類

民間による提供可能性(公益的又は市場的)による区分は下表のとおりです。

区分	性質	市場性の度合い	施設分類	
非市場的 (公益的)	収益性(採算性)が低く、民間による提供が困難な施設		①	道路、河川、公園、図書館、小学校、庁舎・消防施設など
			②	文化施設、スポーツ施設、交流施設、集会施設、博物館など
市場的	収益性(採算性)が高く、民間により同種・同類のサービス提供が期待できる施設	③	斎場・墓地、保育所、観光施設、高齢者福祉施設、その他社会教育施設、市営住宅、普通財産建物など	

## III 施設の性質による分類

性質別による受益者負担割合の目安は下表のとおりです。

区分		日常生活上の必要性(選択性)		
		3 選択的	2 中間	1 基礎的
民間による提供の可能性 (市場性)	① 非市場的	【(3・①) 50%】	【2・①】 25%	【1・①】 0%
	② 中間	【3・②】 75%	【2・②】 50%	【1・②】 25%
	③ 市場的	【3・③】 100%	【2・③】 75%	【1・③】 50%

このように、施設の種類や性質により、行政が負担すべき度合いは異なります。そのため、サービスの公共性の強さを示す「選択性」(日常生活上の必要性)と

「収益性」（民間提供の可能性）をそれぞれ 3 段階に分け、合わせて 9 つの分類を設けます。

受益者負担の割合は、0%、25%、50%、75%、100%の 5 段階で区分し、施設ごとに適切な割合を定めます。

公共性の高い施設は行政の関与が大きいため、必要なコストを税で負担するのが妥当です。一方、公共性の低い施設は税負担の割合が小さくなり、利用者の負担で運営されることになります。

## ②手数料

手数料は特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から、受益者負担割合は原則 100%とします。

## 5 原価計算方法等

### (1) 対象とする経費の範囲

原価計算にあたっては、人件費や物件費、維持補修費などを基本的な対象経費として積算します。具体的には、直近 3 年間の歳出決算額の平均を用いることとします。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算額を同様に用いるものとします。

区分等	内 容	
	使用料	手数料
人件費	施設の受付や維持管理等に従事する職員に要する経費(給与等)	手続きなどの受付・案内等に従事する職員に要する経費(給与等)
物件費等	施設の維持管理やサービス運営に要する経費	サービス運営に要する経費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、物品修繕料等	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、火災保険料、手数料等	通信費等
委託料	施設・設備の保守、清掃、警備等	各種行政システムの保守等
使用料及び賃借料	複写機、パソコン等機械類のリース料、借地料等	
備品購入費	減価償却に該当するものを除く	
その他受益者が負担すべきと考えられる経費		

## (2) 按分の考え方

複数の施設や事務にかかる経費をまとめて管理している場合は、それぞれの施設や事務の割合に応じて費用を按分し、原価に含めます。特に建物については、貸出部分の経費と共有部分の経費の一部（共有部分の経費を貸出部分と非貸出部分の面積比で按分した額）を合算して原価に計上します。

## (3) 施設・事務の類型設定

原則として、各施設やサービスごとに原価計算を行いますが、計算の複雑さの回避や公平性を保つために、必要に応じて類型ごとに統一して原価計算を行うものとします。

## (4) 原価計算方法

### ①貸室等（会議室・ホール、スポーツ施設など）の原価

会議室やホール、スポーツ施設など、一定のスペース（1室・1面）を利用者に提供する施設については、次の算式により  $1\text{m}^2\text{ 1時間あたりの原価}$  を算出し、実際の利用面積を乗じて計算します。

なお、1室あたりの年間経費については、施設全体の経費を面積等で按分するなど、合理的な方法により算出します。

$$\textcircled{1} \ 1\text{m}^2\text{ 1時間あたり単価} = \text{1室あたりの年間経費} \div \text{年間利用可能時間(時間)} \div \text{床面積(m}^2\text{)}$$

↓

$$\textcircled{2} \ \text{1室 1時間あたり単価} = \text{1m}^2\text{ 1時間あたり単価} \times \text{利用面積(m}^2\text{)}$$

### ②個人利用施設の原価

プールのように、不特定多数の個人が同時に利用する施設については、①のような面積単位の算定は適さないため、利用者一人あたりの原価で算出します。

なお、年間利用可能者数は、年間利用可能時間と、単位時間あたりの最大利用可能者数を踏まえて算出します。

$$1\text{人あたり単価} = \text{施設にかかる年間経費} \div \text{年間利用可能者数}$$

### ③手数料の原価

役務の提供に係る手数料の原価は、提供に要する人件費や諸経費を基に、次の算式で計算します。

$$\text{原価} = 1\text{分あたりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + 1\text{件あたりの経費(人件費を除く)}$$

## (6) その他の対応

前項までの方法で原価算出が適切でないと判断される場合には、受益者負担の原則に立ち返り、状況に応じて最も妥当と考えられる算定方法を採用します。

## 6 料金設定方法

### (1) 理論上の適正価格

原価算出で得られた利用単位あたりのコストに、あらかじめ定めた受益者負担割合を掛け合わせた金額を「理論上の適正価格」とします。

$$\text{理論上の適正価格} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

### (2) 実際の料金設定にあたっての調整

理論上の適正価格をベースとしつつ、最終的な使用料・手数料を決める際は、以下の観点から必要に応じて調整を行います。

#### ①民間事業者や近隣自治体の提供する類似サービスとの均衡

市場性の高い行政サービス・施設において、民間事業者よりも著しく安価な料金を設定することは民業を圧迫し、健全な市場の育成を妨げる恐れがあります。

また、近隣自治体が提供する類似サービス・施設の料金と比較し大きな乖離が生じる場合には、調整を図ることができるものとします。

#### ②施設の特性・運営条件

各施設の設置目的や管理運営方針、立地条件、規模、老朽化の程度などを総合的に勘案し、料金を設定することができるものとします。また、複合施設においては、施設間の価格バランスにも配慮しながら、料金設定を行うことができるものとします。

#### ③料金差による政策的な誘導

行政が目指す政策効果に応じて、利用を促進・抑制するために、特定の利用者や利用目的に応じた料金設定を行うことができるものとします。

#### (ア) 市外利用・営利利用の取扱い

公共施設は主に市民のために設置されているため、市外在住者による継続的・排他的利用や、営利目的の利用が増えると、市民の利用機会が損なわれるおそれがあります。

このため、特段の事情がない限り、市外利用者や営利利用者には、標準料金の

最大2倍までの加算料金を適用できるものとします。

ただし、観光施設など、もともと広域利用を想定している施設は、この対象外とします。

#### (イ) 年齢などによる区分

高校生以下の利用者が多い施設で、利用が「子どもの健全育成」「教育振興」「子育て支援」に資すると認められる場合には、経済的自立の度合いに応じて、大人とは異なる優遇料金を設定できるものとします。

#### ④サービス水準との整合性

理論上の適正価格と現行料金に乖離がある場合は、料金改定と併せてサービス内容の見直し（業務効率化や設備投資など）を検討し、利用者にとって納得感のある運用を図ることとします。

## 7 料金改定の基準と運用

### (1) 改定対象の範囲

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正価格と現行の料金を比較し、その乖離を是正する必要があります。しかし、わずかな乖離に基づいて頻繁に改定を行うことや、大きな乖離が生じるまで改定を見合せた結果、後に大幅な改定を行うような対応は、いずれも望ましくはありません。

このため、理論上の適正対価と現行料金を比較し、概ね5%以上の乖離が認められるものを改定の対象とします。また、料金の設定・改定から間もないものについては、原則として改定の対象外とします。

### (2) 料金改定の単位

利用者の利便性及び窓口業務の効率性を考慮し、料金改定の単位は以下の単位で切り捨てるものとします。ただし、個別の事情により改定単位の変更が必要と判断される場合は、この限りではありません。

使用料	改定の単位
100円未満	1円
100円以上 1,000円未満	50円
1,000円以上	100円

### (3) 激変緩和措置

適正価格算定の結果、大幅に値上がりする場合は、利用者の負担を急激に増やさないよう、段階的・計画的に改定を実施するものとします。

#### (4) 事前準備と周知

料金改定を実施する際は、十分な準備期間を設け、市の広報や窓口案内などで改定内容をしっかりと周知し、スムーズな移行を図ります。

### 8 減額・免除

#### (1) 基本的な考え方

使用料・手数料の減額や免除は、地域貢献活動を行う団体や、経済的・社会的支援を必要とする障がい者などを支援するために、条例で定められた料金を軽減または免除する措置です。これは「受益者負担の原則」の例外に位置づけられます。

一方で、減免によって不足する収入は市税で補填されるため、市民全体の公平性を損なわないよう、適用の要件や手続きについては厳格に定め、妥当性を確保したうえで慎重に運用します。